

20年分の運営費

3 第1項第2号の費用は、令和9年度から令和28年度までの負担額の合計とし、別に定めるごみ処理量等に応じて、年度ごとに額を見直すものとする。

前々年度のごみ処理量

均等割1：処理量割9で年度ごとに算出

資料-4 新ごみ処理施設の運営費の算出条件

- 別紙 第2条 第1項…前々年度のごみ処理量で算出
- 別紙 第2条 第2項…均等割1・処理量割9を基本に額を見直す

資料-5 新ごみ処理施設の運営費の算出方法

- 特記事項-1の表…新ごみ処理施設の運営費の詳細
- 特記事項-2の表… // 計算方法

新ごみ処理施設の運営委託契約

R28年度末

4 第3条第2項第2号に規定する契約書の契約期間満了後に、新たに同様の契約を締結する場合の負担額は、本協定の規定を基本として、久喜市及び宮代町の協議により定めるものとする。

新ごみ処理施設の運営委託契約の更新時（R28年度末）に、宮代町の運営費の負担額も見直す。ただし、その際の町の負担割合等の条件は、本協定の各事項を引き継ぐことを基本とする。

資料-5 ●特記事項-3…新ごみ処理施設の稼働中は、宮代町は新ごみ処理施設でごみ処理を行うことを明記

（負担額の特例）

久喜市に分割で支払う

第3条 前条の規定にかかわらず、次条に規定する支払方法により生じる利子等及び宮代町の事情に起因して新たに負担することとなる費用は、宮代町の負担とする。

- 利子等…新ごみ処理施設+インフラ施設の町負担額を分割払いとする際に発生する利子
- 宮代町の事情…宮代町のごみが原因で施設が破損した場合等、不測の事態による負担の増

2 前条の規定にかかわらず、次に掲げる契約書等の規定により、協定の締結の際に算出した第2条の負担額に増額がある場合は、その増額分を別に定める負担割合に応じて宮代町が負担する。

新ごみ処理施設の建設契約書

(1) (仮称)久喜市新ごみ処理施設整備運営事業に関する施設整備請負契約書
(令和4年8月8日久喜市及び受注者で締結)

新ごみ処理施設の運営契約書

(2) (仮称)久喜市新ごみ処理施設整備運営事業に関する運営業務委託契約書
(令和4年8月8日久喜市及び運営事業者で締結)

入札時に設定したリスク分担

(3) (仮称)久喜市新ごみ処理施設整備運営事業入札説明書(令和3年9月6日久喜市告示)の別紙2業務範囲及び別紙3リスク分担

(4) 新施設の建設に必要な契約書

インフラ施設の建設契約書

資料-4

協定締結後、不可効力（物価上昇、外部要因など）により建設費・運営費が増額した場合の宮代町の負担について
 ●別紙 第1条の表…不可抗力（物価上昇、外的要因等）によって建設費・運営費が増額した場合の宮代町の負担割合
 ▼建設費=21.4%
 ▼運営費=均等割1：処理量割9で計算した割合

資料-5

●特記事項-4…物価上昇の計算の起算日を指定

(負担額の支払方法)

新ごみ処理施設 + インフラ施設 + 20年分の運営費

第4条 宮代町は、第2条に規定する負担額を分割して久喜市へ支払うものとする。

2 前項の規定により宮代町が支払う額及び期間等は、久喜市及び宮代町の協議により定めるものとする。

資料-5

宮代町が久喜市に支払う負担額の支払期間
 ●特記事項-5の表…建設費=25年払い（R9～R33）を基本とする
 運営費=20年払い（R9～R28）
 ※ 建設費を負担するために、宮代町が予め確保した基金については、令和6年度から支払う方向で調整中

3 前条に規定する宮代町の負担額は、久喜市及び宮代町の協議により、支払方法等を定めるものとする。

「宮代町の負担額」

- ① 分割払いの利子
- ② 宮代町の事情により増額した分
- ③ 不可抗力（物価上昇、外部要因など）により増額した分

(解体費)

第5条 新施設の解体費相当額は、負担開始年度及び年度ごとの負担額等について、久喜市及び宮代町の協議により定めるものとする。

資料-5

●特記事項-3…新ごみ処理施設の稼働中は、宮代町は新ごみ処理施設でごみ処理を行うことを明記
 ●特記事項-6…解体費の負担に関する久喜市との協議項目を想定

(余熱利用施設等)

第6条 宮代町は、余熱利用施設及び(仮称)本多静六記念市民の森・緑の公園のうち、地域還元機能に係る費用の一部を負担するものとする。

資料-5

●特記事項-7…負担の対象とする余熱利用施設等の詳細、宮代町分の売電額と相殺すること、CO2削減効果の帰属などを確認

2 前項の規定により宮代町が負担する費用は、宮代町分のごみを処理する際に生じる売電額と相殺するものとする。

(財産の帰属)

第7条 この協定及び平成28年協定により生じた財産は、久喜市へ帰属するものとする。



資料-5 ●特記事項-8の表 …財産の内容を明記

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、久喜市及び宮代町の協議により定めるものとする。

この基本協定書を証するため本書2通を作成し、久喜市及び宮代町が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

埼玉県久喜市下早見85番地の3

久喜市

久喜市長 梅田修一

埼玉県南埼玉郡宮代町笠原一丁目4番1号

宮代町

宮代町長 新井康之